

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人以和貴会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第4項第3号に定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬及び退任手当を支給する。
- (2) 理事長でない理事、評議員及び監事については、業務に応じて報酬を支給する。
- (3) 理事長に対する退任手当は、任期満了、辞任又は死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- (4) 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲で、報酬等を支給する。
- (5) 常務理事でこの法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(理事長の報酬等の算定方法)

第4条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号により報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 退任手当については、別表第2に定める額

(理事長でない理事、評議員及び監事の報酬等の算定方法)

第5条 理事長でない理事、評議員及び監事の報酬等の額は、次の各号により報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 非常勤の役員に対する報酬については、別表第3に定める額

(2) 評議員に対する報酬の額については、別表第4に定める額

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月月末(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、給与規程第4条の規定に準じて支給)

(2) 退任手当 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヶ月以内

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は、平成29年6月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1 理事長報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000円

別表第2 理事長退任手当

※理事長の退任手当の額は、10万円に次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

就任期間	金額
在任期間1年以上10年未満	1年につき125/100
在任期間10年以上20年未満	1年につき135/100
在任期間20年以上30年未満	1年につき150/100
在任期間30年以上の期間	1年につき135/100

※法人業務上の傷病又は死亡により退任した者は、5万円に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

就任期間	金額
在任期間1年以上10年未満	1年につき150/100
在任期間10年以上20年未満	1年につき160/100
在任期間20年以上30年未満	1年につき180/100
在任期間30年以上の期間	1年につき160/100

※在任中に、特に功労のあった役員等に対しては、この規定で定める支給額のほかに特別加算金を支給することができる。

別表第3 非常勤職員に対する報酬

(1) 理事

役職名	報酬の額(日額)
理事会等への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

(2) 監事

役職名	報酬の額(日額)
理事会等への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円
監事監査	30,000円

別表第4 評議員に対する報酬

役職名	報酬の額(日額)
評議員会等への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円